

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	資本増強行の経営の健全化
15年度 重点施策	経営健全化計画のフォローアップ
参考指標	経営健全化計画の履行状況

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

3. 政策の内容

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関は、経営の合理化のための方策等を含む経営健全化計画¹を策定し、公表しています。

この計画の履行状況については、半期ごとに金融機関に報告を求め、金融庁より公表しています。これは、パブリック・プレッシャーの下で金融機関の経営の早期健全化を図るフォローアップの仕組みです。

4. 現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、企業部門の改善が進み、景気は着実な回復を続けており、株価も今事務年度は上昇傾向にありました。他方、依然として緩やかなデフレ状況にあり、地価の下落も続いています。このような経済情勢の中、より強固な金融システムの構築に向け、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関は、財務の健全性の確保に継続的に努めることが重要であり、収益力の向上に一層真剣に取り組むことが求められています。

具体的には、例えば、引き続き、的確な資産査定や不良債権処理等を通じ、財務の健全性の確保を図るとともに、更なる経営合理化の推進、リスク管理能力の向上、営業力の強化などを通じた収益力の向上などに取り組んでいくことが求められています。

¹ 経営健全化計画には、「経営の合理化のための方策」、「責任ある経営体制の確立のための方策」、「配当等により利益の流出が行われないための方策」、「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」等が含まれています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関から提出された経営健全化計画に関しては、その履行状況につき報告を求め、平成15年3月期については同年8月に、15年9月期については同年12月に、その内容を公表しました。

その詳細については「経営健全化計画の履行状況報告について」(15年8月、15年12月)にて公表しています²。

なお、15年8月に15年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた金融機関に対して、収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出し(15件)、16年6月には、上記の命令を受けたにも拘らず、16年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れるなど、なお経営の改善が見られない金融機関に対して、責任ある経営体制の確立、収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出しました(1件)。

また、16年6月に、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関し、取組態勢が不十分であったと認められた金融機関に対して、貸出に関する適切な取組態勢の整備のための具体的方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出しました(1件)。

(2) 評価

早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正が図られています。また、計画未達の金融機関について、報告の徴求、業務改善命令といった監督上の措置が講じられています。報告徴求では、収益等が計画を下回ったことを踏まえて、更なるリストラ策等の代替措置を求め、これを受けた金融機関においては、収益改善に向けた措置を策定・実施しています。また、15年8月の業務改善命令では、収益改善策を含む業務改善計画の提出・実施等を求め、これを受けた金融機関においては、収益強化策や経費削減策を含む業務改善計画を策定し、その四半期毎の実施状況を報告しています。こうした枠組みの下で、資本増強を受けた金融機関の経営健全化が促されています。

なお、公的資金による資本増強を受けた金融機関のうち、住友信託銀行及び関西さわやか銀行は16年1月をもって公的資金を全額処分・返済しました。また、15年9月にはみずほフィナンシャルグループが、16年3月にはみずほフィナン

シャルグループ他3先が、16年5月には横浜銀行が劣後債・ローンの期限前償還・任意弁済（いわゆる「コールオプション行使」）を合わせて7,650億円行いました。この結果、旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び早期健全化法に基づく資本増強額（約10.4兆円）の16年6月末の残高は約8.3兆円となっています。こうした動きは、基本的に各金融機関の経営健全化の進展を反映したものであると考えます。

6. 今後の課題

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、引き続き行政面における適切な対応に努めていく必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策評価の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書 等

10. (担当部局)

監督局総務課金融危機対応室